

第10期中野区健康福祉審議会 地域福祉・成年後見部会(第5回)

開催日 令和5年8月24日(木)午後7:00~9:00

開催場所 中野区役所 第8会議室(7階)

出席者

1. 地域福祉・成年後見部会委員

出席者 和気 純子、稲葉 剛、奈良 浩二、小野 武、荒岡 めぐみ、黒木 伸子、
宮澤 百合子、松山 聡、丸山 貴士、保田 響

2. 事務局

健康福祉部 福祉推進課長 中谷 博
健康福祉部 障害福祉課長 辻本 将紀
健康福祉部 障害福祉サービス担当課長 大場 大輔
地域支えあい推進部 介護・高齢者支援課長 古本 正士

【議 事】

○中谷福祉推進課長

お時間前なのですがすけれども、白岩委員から事前にご連絡いただいております、本日、ヤングケアラーの支援部会が、こちらの事前調整が不十分でしてダブルブッキングになってしまったので、そちらのほうにご出席いただいた後、間に合ったら途中から参加されるということですので、皆さんおそろいになりましたので、差し支えなければ会議のほう、始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

では最初に、和気先生からよろしいでしょうか。

○和気部会長

皆様、どうもこんばんは。頻回にお目にかかることが多くて、皆様大変お忙しい中どうもお疲れさまです。まだ残暑も続いておりますけれども、もう少しで取りまとめというか、全体会も控えておりますので、前回に続きまして今回は様々な領域に、5つの領域からご報告いただひて、皆様方のご意見をいただければと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

資料の確認をお願ひいたします。

○中谷福祉推進課長

事務局のほうからいくつか事務連絡のほうをさせていただきます。

まず最初に、配付資料の確認なのですがすけれども、次第が1枚。それから資料の一覧が1枚、それから資料の1としまして、高齢者関係の資料が1枚。それから資料2で高齢者虐待の防止に関する資料、A4横のホチキスどめのものが1部。それから資料の3、認知症施策関係で、ホチキスどめA4縦のものが1部、それから資料4-1、A4縦のもので、居住支援協議会についての資料が1部、それから資料4-2がなかの居住支援ガイド、A4縦、ホチキスどめのものが1部、それから資料5-1、障害福祉施策の進捗等ということで、A4縦のホチキスどめのものが1部、それから資料5-2がA4横の表ですね。地域福祉計画進捗等概要(取組一覧表)というA4、1枚のものが1部。それから本日お配りさせていただいた『ソーシャルワーク学会誌』第38号のグッドプラクティショナーの紹介ということで、こちら和気先生から情報提供ということで資料のほう配らせていただきました。犯罪を犯した方の再犯防止意識に関する資料ということになっておりますので、ご覧いただければと思ひます。配付資料、もし足りないもの等ございましたら、挙手いただければ、事務局の者

が参りますのでよろしくお願いいたします。大丈夫そうでしょうか。

それから、委員の方の変更があったのでご紹介したいのですけれども、中野区町会連合会を代表して中山委員に出ていただいたのですけれども、なかなか都合が合わなくて、今後も会議の出席が難しいということで7月いっぱい辞任をされました。後任の委員として中野区町会連合会から沼袋町会会長の小野武さんに本日から参加していただきますので、よろしくお願いいたします。

では、小野委員からご挨拶をお願いいたします。

○小野委員

皆さん、こんばんは。ただいまご紹介いただきました沼袋町会の小野と申します。前期9期のときに民生委員のほうでこの審議会に参加させていただいてまして、久しぶりにまた皆さんとお顔を合わせる形になりました。またひとつ、よろしくどうぞお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

今回、議題が5つあるのですけれども、本来、議題の3番の認知症施策の関係と、議題4番の居住支援の関係が、本来の担当課長が今日この場に参加させていただくことができなかったもので、私のほうで、代理で説明のほうさせていただきます。細かい質問にもしかしたら十分お答えできなかったら大変申し訳ないのですが、仮に答えられないご質問あった場合には、後日メールか書面等でご案内したいと思いますので、よろしくお願いいたします。できれば、毎回部会はそうなのですが、次の新しい計画にどんな内容を盛り込むべきかといったご意見ですとか、皆さんが普段感じられている課題や足りないことなどについてご意見を中心にお聞かせいただくと非常に助かりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○和気部会長

どうもありがとうございます。

それでは、早速議題に入っていきたいと思います。

まず議題1、「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について、高齢者関係を介護高齢者支援課長、よろしくお願いいたします。

○古本介護・高齢者支援課長

介護・高齢者支援課長の古本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは資料の1でございます。「地域共生社会」の実現に向けた区の取組について、高齢者の部分に関するものでございます。資料の1番でございます。法令等、区の計画におけます位置づけでございます。根拠法は、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法でございます。区の個別計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画ということになります。

次に2番、中野区におけます現状と課題についてでございます。まず左側に、棒グラフがあるかと思えます。「高齢者人口」と表題になっているものは、平成31年から令和5年までの65歳以上の人口のうち、65歳から74歳までの、これは前期高齢者といいますけれども、前期高齢者の数と、75歳以上であります後期高齢者の方の数の推移でございます。このグラフからは、高齢者人口に占めます後期高齢者の方の割合が増加傾向にあるということが読み取れるかと思えます。その右側の棒グラフでございますけれども、こちらは平成18年から令和2年にかけての、高齢者を含む世帯数と、そのうちお1人の方、単身世帯の数の推移を示したものでございます。年々、高齢者の方の単身世帯の割合が上昇しているというのが見てとれるかと思えます。

下にまいりまして、左下、真中ですが、円グラフがあろうかと思えます。こちらは区が行い

ました調査の中で、介護が必要となった場合に介護を受ける場所として、ご自分はどこで介護を受けたいかという質問に対するお答えを集計したものでございます。自宅で介護を受けたいという回答が約63%。次に、自宅近くの施設でという回答が17%で、これを合わせますと全体の8割の方がそれまで住んでいた地域、自宅とか、その場所の近くで介護を受けたいと考えておられるということが分かりました。

次にこの円グラフの下でございますけれども、2つ横型の棒グラフが並んでいるかと思っておりますけれども、まず左側が、地域の活動に参加者として、参加する側として参加してみたいかどうかという調査でございます。ぜひ参加したい、参加してもよいとお答えになった方は、52.8%である一方で、参加したくないとおっしゃった方が38.3%でございました。また、既に参加していますという方が4.3%でございました。次に、右側のグラフですけれども、同様に地域の活動に今度は企画側とか運営側として参加してみたいかどうかという質問でございます。ぜひ参加してみたい、参加してもよいという2つを合計した割合が32%であった一方で、参加したくないとお答えされた方が59.4%、約6割ございました。これらを踏まえまして、資料の裏面になりますけれども、3番、これまでの区の実践でございます。資料の(1)としまして、地域の担い手の養成、確保に向けた取組を行ってまいりましたけれども、こちらはサービスの担い手養成講座の開催とか、生活支援コーディネーターによります担い手の発掘とか支援、シルバー人材センターへの活動支援というのがございます。

次に3の(2)番でございます。地域活動の支援といたしまして、区といたしましては、住民による生活の支援や介護予防活動への支援、地域団体とかNPO法人等による高齢者会館運営への支援を行ってまいりました。

次に(3)番でございます。区民の方が望む在宅療養生活の実現に向けた取組といたしまして、区としましては、相談窓口の設置や、専門職によります支援体制の構築などを行っております。

最後に4番、今後の区の方針でございます。(1)としまして支援を必要とされる高齢者の早期発見、そして見守り体制の充実、関係機関等との連携や相談体制の充実というのが必要かと思っております。

次に(2)番でございます。医療や介護、その他のサービスを組み合わせまして、それぞれの高齢者の方に応じた生活環境づくりの推進、これも大事だろうと考えております。

最後に3番、地域におきまして、就労とか趣味の活動などを通じまして、多様な交流とかがつながりが生まれる、こちらも環境づくりが必要だろうと考えております。

ご説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○和気部会長

ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告に関しまして、ご意見ご質問等ありましたら、お出しただければと思います。

○保田委員

保田と申します。ありがとうございます。裏面の1行目の自宅とお答えになった方の割合について、これはなぜ自宅と答えたかといった理由については、この出典元で、調査アンケート等されていきますでしょうか。

というのは、もとより個人の選択が最優先ということがあると思うのですけれども、自宅以外にネガティブな印象を持っているとか、あるいは自宅に愛着があるとかという理由によっては、いろいろほかに施策の講じようがあるかなと思って伺います次第です。

○古本介護・高齢者支援課長

理由についての調査項目はありませんが、今回お示しましたのは2022年の調査でございますけれども、前回の調査の際も、前回の調査は2020年度でしたけれども、やはり同じく自宅で介護を受けたいと考えていらっしゃる方が6割、62%ほどでございました。その理由としまして、愛着

のあるところで老後も介護を受けたいというのが一般的な考え方であろうかなと考えております。
以上です。

○保田委員

ありがとうございます。

○和気部会長

そのほか、いかがでしょうか。

○荒岡委員

民生委員の荒岡です。1ページ表側の下のほうに、説明文に、今後介護職員の不足することが見込まれることからということから、地域の担い手を養成し確保するとあるのですが、この地域の担い手という言葉がとても曖昧で、実際にはどういう活動をする人をどういうところに探しに行こうと思っているのか、区の方針をお聞かせ願えますか。

○古本介護・高齢者支援課長

区では、地域の活動の介護予防の活動の拠点としまして、高齢者会館があるかと思えますけれども、高齢者会館で支援をする担い手の方とか、そういった方を対象に区としまして、担い手養成講座というのを実施しております。これは社会福祉協議会さんに委託をして行っておりますが、年間二十数回、月に2回ほどですけれども、研修を行いまして、地域で行う区の施設でありますとか、地域で活動する際の担い手となる方を養成するような研修を行っているところでございます。

○和気部会長

今の点ですけれども、地域の担い手、地域の何をする担い手かという、日本語的にもちょっと分かりづらいかも。地域活動の担い手、そこはちょっと分かりづらい。

○荒岡委員

専門職ではない。

○和気部会長

そうですね。地域活動の担い手なのか、あるいは今ご説明があった高齢者生活支援サービスの担い手というのは、より具体的ですけれども。

○荒岡委員

この文章が「介護職員が不足することが見込まれる」から続いているので、ちょっとそこが不思議だなと思ったのです。

○和気部会長

地域活動としたらどうですか。

○荒岡委員

地域活動でしたら、私たちが普段やっている町会関係とか、民生委員だったらカフェとか、想像もつくし、社協さんのやっている地域の担い手講座の内容も大体は知っているのですけれども、介護職員が不足するから地域で面倒を見てねみたいな感じに捉えられてしまって、介護って専門職ですから、ものすごく技術も必要ですし、ちょっとここは不思議かなと思いました。

○古本介護・高齢者支援課長

文章の書き方がちょっと分かりにくかったかと思いますが、これは介護の人が足りないので、介護を代わりにやってくれる人を養成するというのではなく、これは介護のお仕事の方は専門職でございますので、それ以外の地域でできる地域のつながりとか、地域の活動も、元気な方は、元気な方がそのまま継続して地域で生活していけるようなお手伝いをする。そういう担い手、「お世話役」とかと書きましたけれども、このような方を養成していくというような意味で書いたものでございます。

○和気部会長

ただ、今、介護職員が本当に不足している中で、本来であれば介護福祉士とかそういう専門的な教育を受けた方が介護職として働くべきところ、今、多分、多くの施設がそういうことができなくなって、あるところの施設長さんは、本当に日本語が書けてちゃんとコミュニケーションさえとればいいみたいな。であれば、あと、本人がやる気があるとか、専門職採用というところからかなりずれてしまっているのが、残念ながら現状なのです。それで、介護施設としても、本当に専門的な介護のスキルが必要な方がやるべき仕事と、そうでない方でもできる、施設の業務っていっぱいあるではないですか。お掃除もあれば配膳もあればということで、実際は、そういう仕事はボランティアの方とか、ここに書いているような専門的な研修とか、なかなか受けていらっしゃる方でも手伝ってくれる方は実際には欲しているというのは事実なのです。

ですので、今の説明だとまたちょっと実態とはかなり離れてしまうような気もしないではなく、もし介護職員の不足ということを書くのであれば、介護職員をサポートする地域の方とか、そういう表現にするとか、あるいは、地域づくりに取り組む住民の方とか、ちょっと書き方が、役割分担と、実際に理想とするところと現実乖離があるので、そこら辺もちょっと踏まえて丁寧に書いたほうがいいかもしれないです。誤解を生む可能性があります。

○宮澤委員

福祉団体連合会の宮澤です。いつもお世話になっております。コロナの期間が3年半ぐらい続きまして、かなり交流等、皆様、高齢の方たちなかなか大変ということで出控えといいますか、そういった部分で交流活動とかがかなりできなくなってしまったということ聞いておりますけれども、5月に5類になってからは、そういった活動とつながりを深めるような何かそういったもの自体はかなり前のように戻ってきているのでしょうか。そこら辺をちょっとお伺いしたいのでお願いします。

○古本介護・高齢者支援課長

5月以降は以前の形のほうに戻りつつあるということでございます。

○和気部会長

でも完全には戻っていませんよね。多分、そこでやめてしまった方とかもかなりいて、そういう方がなかなか復帰されないというような話も聞いていたり、あるいは人数だったり、人数を減らしたり、方法を変えてやったりとか、まだ完全にコロナが収束しているわけではないので、いろいろ工夫しながらやっているのではないかと聞いていますけれども、どうですか。

○古本介護・高齢者支援課長

コロナの際に一旦外出を控えられた方が完全に戻っていないというのは確かで、徐々に活動も再開しておりますし、課題としては、以前のような形で一旦活動を停止された方がもう1回再開できるようなことが課題かなと考えております。

○和気部会長

そうすると、ウィズコロナみたいなそういう書き込みというのは必要ないでしょうか。ウィズコロナの時代における新たな地域づくりとか、交流の促進、創出とか、方法の工夫とかそういうものが求められるみたいな、完全に復活することは目標といいますか、多分求めるところですので、ちょっとその辺の書き込みがあってもいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○古本介護・高齢者支援課長

そのような視点も重要かと思えます。

○稲葉副部会長

これは後ほど資料4の居住支援に関わる部分でもあるのですが、今後の区の方針の中で、「ライフスタイルや身体機能に応じて住まい方の選択ができる環境づくり」というのが含まれているのですが、ぜひここに「住まいの確保」というものを入れていただければと考えています。厚生労働省がよく、「地域共生社会」の概念図を示している真ん中に、住まい、住まい方というのがありますけれども、貧困が広がっていく中で、非正規で働いてこられた方がどうしても年金額が少なくなってしまうと、特に東京だと家賃が高いこともあるし、住まい自体を確保できない、維持確保が難しくなっているというような状況もあります。

ちょうど今年の7月から国でも、厚生労働省と国土交通省と法務省で居住支援のあり方に関する検討会を開いておまして、どうしても住宅政策というのがこれまで縦割りだと批判してきましたけれども、人のことは福祉行政がやる、住まいのことは住宅行政がやるということでどうしてもバラバラになってしまって、国レベルでも縦割りがありますし、多分区の中でも、今回の地域福祉計画については、どちらかというと、福祉の管轄の人たちがつくっていらっやって、そこにあまり住宅課の視点というのは入っていないという、その横の連携がまだ不十分ではないかなと考えておりますので、ぜひ今後の区の方針ということで、住宅課とも連携しながら、住まいの、特に高齢の方の住まいの維持・確保をしていくという視点を入れていただければと思います。

○古本介護・高齢者支援課長

そのような視点も重要かと考えております。

○和気部会長

ぜひ、新たな視点として住まいの確保ですとか、縦割りの排除というのはこれまでも言われてきたことですので、改めて書き込んでいただけるとありがたいと思います。

そのほかいかがですか。

○松山委員

1ページ目に介護を受けたい場所がご自宅であるというアンケート結果がありましたので、その点についての確認です。そのアンケートでは、どんな介護を受け、どんな手助けが欲しいといった問い掛けや回答はあったのでしょうか。具体的な要望が把握できれば、地域としてもサポートしていくことを前提に、その要望に応えられるよう、支援を、分担したり依頼したり、し易くなるのではないかなという視点からの確認です。単に、話し相手が欲しい、一人では寂しくて…みたいなこともあるでしょう。食事を作って欲しかったり、買い物をして欲しかったり、介護スキルが必要なものもいっぱいあると思うのですが、そういう本人目線での細やかなニーズの吸い上げも、地域として支えていくためには、必要であろうと感じます。

○古本介護・高齢者支援課長

どのような介護を希望しているかというのは調査しておりません。申し訳ございません。

○和気部会長

今の点については、例えば人生会議とかそういうのは聞いていますか。そういうのを知っていますかとか、つくっていますかとか。自分がどういう状態になって、これは自宅でということなのですが、どのような介護なりを受けたいかみたいなことを今啓蒙していくというのが1つ大きな流れなのですけれども、それって、多分ここの部会ではなく、高齢のほうでやっているのではないかと思うのですけれども。

○古本介護・高齢者支援課長

介護・高齢部会というのもありまして、そちらでは今言われたような人生会議ですか、そのあたりのことも議題として検討しているところでございます。

○和気部会長

資料が出てこないかもしれないので、今度でもいいのですけれども、分かりますか。

○中谷福祉推進課長

補足だと、例えばアドバンスケアプランニングについても、今回の調査の中で調査項目として挙げたのですけれども、たしか、私の記憶だと、どちらかという認識、どのぐらい知っていますかみたいなことの調査にとどまっていたような気がします。

○和気部会長

今後それが広まっていくと、もう少し自宅でというふうには。多分、答えた人も、自分の具体的な状況ってあまり想像しがたかったりもしますけれども、アドバンスケアプランニングのほうが、認知症とかになる前から啓蒙して、みなさんそれを知っていると、どういう終末期を迎えたいとか、どのような介護を受けたいかというのが具体的に、自分でもイメージし、事前にいろんな人と話をして、医療関係者だったり、自分の家族だったりにそういうのを共有していくことができるようになると思うので、一応項目は聞いているということなのですが、まだ多分知っている人が少ないし、それを話す機会を持たないといけないではないですか。なので、そういう講座みたいなものも、社協とかがやっているところもあるのですけれども、そういうのも設けていただいたりすると、より理解が深まっていくのかなとちょっと思いました。

○中谷福祉推進課長

ありがとうございます。先ほどの調査の項目なのですが、割と、高齢者関係の調査が国の調査項目があって、そこに合わせてきてしまった部分もあるので、今後どういった介護とか支援が必要かみたいな形のニーズ調査は次回の調査を行うときに盛り込めないか検討していきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○和気部会長

ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

私のほうから1点。2ページ目でICTを活用した見守りを充実すると書かれていますけれども、これは何か具体的なイメージといますか、方法といますかは検討されているのでしょうか。

○古本介護・高齢者支援課長

具体的なものというのはないのですけれども、例えばですけれども、家の中のセンサーでありま

すとか、ウェアラブル端末などが考えられるかなと思っております。

○和気部会長

それは課長が個人的に考えているというレベルの話ということですよ。多分これも例えばLINEを使った見守りとか、いろいろバリエーションが、ウェアラブル端末とかだとお金がかかるじゃないですか。でもスマホだったら誰でもほぼ、本当に高齢者は持っていないのですけれども、70代までぐらいまでの人だったら持っているので、そういうものを活用すれば無料でできますよね。そういう具体的な、今後なのでしょけれども、具体的な方法といいますか、そういうのをぜひどこかで話し合っ、まず試行的に始めていただきたいなと思っています。

○宮澤委員

障害者のほうでもグループホームからひとり暮らしに移行できる人はひとり暮らししたいということで、杉並のあるグループホームでは、ひとり暮らしを始めた方に見守りロボットのようなのを使っているそうです。そんなに複雑なものではなさそうなのですが、例えばピンポンと、勧誘とかで知的障害のある人たちですごく対応が難しかったりするので、「困った、どうしよう」と言ったときにすぐ、ももとのグループホームのほうにそれがつながって、「それは分からないからと言って断ってください」と指示が受けられるのはすごく便利だし、人手もかからない部分もあるので、高齢の方にもとても有効だと思うのです。なので、ICTって今後、人手不足ということを考えてと上手に取り込んでいくのがとても有効なのかなとは思っています。よろしくお願いします。

○保田委員

先ほどの部会長とのやり取りの中で、例えば情報通信技術というのは、中野区さんは緊急通報システムがあるとホームページを拝見したのですけれど、そういった既に具体的な事業というかはあるのかなと思ひまして、なので、それをこの方針の中に盛り込んで、例えば、ホームページを拝見している限りだと、「家が持ち家でない場合は機器設置に関して家主の承諾が必要です」みたいに書いてあるのですけれども、家主の交渉もサポートするみたいな、ホームページを拝見したけなのでも、いろいろ拡充のしようがあると思ってコメントした次第です。

○古本介護・高齢者支援課長

現状でICTを使った見守りとかいうのであれば、今委員のご紹介にありました緊急通報システムというのを区のほうではやっております。また、数年前からは、同じく位置情報を使用しまして、徘徊高齢者を見守るサービスというのは既にやっているところでございます。

○和気部会長

では、ぜひまた具体的な方法論を検討して、普及できる方法を検討していただければと思います。ちょっと時間がやっ、まいましたので、引き続き高齢者虐待のほうに進んでもよろしいでしょうか。

では、高齢者虐待防止について、福祉推進課長からご説明お願いいたします。

○中谷福祉推進課長

資料の2のほうをご覧ください。高齢者虐待の防止についてご説明いたします。

ページ1枚おめぐりいただきまして、平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行されておひまして、市町村の役割や高齢者虐待発見者の通報義務などが定められています。これを受けまして、中野区におきましても、高齢者虐待の防止や虐待を受けた方の保護、また、養護者に対する支援などに関しまして、区や関係時間関係団体との連携協力体制を整備するために中野区高齢者虐待対応連絡会を平成18年11月に設置しております。毎年1回程度開催しているところでございます。また、

平成24年度からは障害者への虐待防止のために障害福祉関係機関の方も加えまして、中野区高齢者障害者虐待対応連絡会として改めて組織のほうを見直しまして、障害者、高齢者双方の虐待対応を合わせて対応しているところでございます。

最後に、平成20年4月に中野区では高齢者虐待対応マニュアルを作成しておりまして、令和2年3月に改訂版を発行して活用しているところでございます。

次に、3ページ目のスライドをご覧ください。高齢者虐待防止に関する区の実践についてご説明します。福祉推進課の高齢者専門相談係が9名体制なのですけれども、ここが中心になりまして、地域包括支援センターや警察、介護事業所の方や関係機関、ご本人や家族、近隣住民などからの通報や届出、相談などを受けまして、高齢者虐待に関する事実確認ですとか、虐待の有無、それから緊急性の判断、対応計画の決定や関係者の役割分担などの総合調整を行っているところでございます。ケースワークを行っております。特に支援が困難なケースにつきましては、弁護士や精神科の医師の方にお越しいただいて、専門ケース会議を開催しています。その中で、専門的立場からの助言を受けまして、適切な支援方法を検討しているところでございます。昨年度は6回実施をいたしました。

次に、緊急一時宿泊事業についてなのですけれども、家庭のご事情や災害、また、介護者の急病、また虐待などによりまして、在宅生活が困難な方の支援を緊急で行う必要がある場合に、ショートステイを活用して、一時的な保護を行っているところでございます。

それから最後に、施設措置についてなのですけれども、老人福祉法に基づきまして、環境上の理由や経済的な理由によって在宅での日常生活を営むのに支障がある方につきまして、養護老人ホームに入所措置をしているところでございます。やむを得ない理由で、介護保険施設と契約をして利用することが著しく困難と認められる方につきましては、特別養護老人ホームなどへの入所措置を行っているところで、昨年度の措置数は延べ820人となっています。利用月数が人によって異なるので、ざっくり言えば、10とか12月で考えると、80程度の実人数というふうにイメージしていただければいいと思います。

区の実践の実績なのですけれども、令和元年から令和4年までの実績を上げています。高齢者虐待の通報届出件数なのですけれども、令和元年や令和2年は70件程度だったところが、令和3年になって3桁、100件を超えるように急増しています。その後、令和4年にも118件とさらに増加が続いているような状況です。

次に、2段目の虐待認定件数なのですけれども、通報・届出が増えている割には、令和3年までは五十数件で横ばいだったので、どちらかというところと未然の通報が増えているのかなという認識だったのですけれども、令和4年の実績を見ると76件まで認定件数も上がってきているので、通報届出の増加に伴って認定件数もさらに伸びていくという状況が見受けられます。

それから、緊急一時宿泊事業の利用日数なのですけれども、こちらは利用日数を見ていくと、令和元年、令和2年までは二百数十件だったところが、令和3年には330件まで増え、令和4年にはさらに537件と、令和2年までの倍増しているという状況です。緊急一時宿泊事業の利用者数の実人数も同様で、令和2年までは三十数件で、令和3年には40、令和4年は62までやはり倍増しているような状況です。養護老人ホーム等の入所措置数につきましては、4年間、八百数十件と横ばい傾向でこちらは亡くなる方もいらっしゃるの、そのような状況となっております。

こうしたことを受けて、今後の課題として3点挙げてみました。まず、高齢者虐待の通報届出件数が増加している中で、虐待の未然防止であったり、早期発見や迅速な対応、タイムリーに適切に安定的に実施していくためには、ケースワーカーの増員などによって相談支援体制を強化していく必要があると考えています。うちの高齢者専門相談係が9名体制とご紹介したのですけれども、本当にギリギリ何とかこなしているちょうどいっぱい状況というか、余裕がないような状況、何とか対応はできている。今後、さらに増えていくことを考えると、さらなる強化は必要かなと考えています。

それから、2点目なのですけれども、実際、私の肌感覚で、私は直接関わって2年目なのですけ

れども、被害者の方を保護しただけでは解決しない難しいケースが増えているなど感じています。具体的には、保護した後、むしろ加害者といいますか虐待をした方のほうに精神疾患があったり、生活困窮者であったり、別途また支援が必要なケースというのが非常に多いなど感じています。適切な支援にスムーズにつなげていくことができるように、支援関係者の連携を今後もさらに強化していく必要があると感じています。

最後、緊急一時保護先の確保についてなのですが、こちらは事業の利用実績が非常に急増しておりますので、緊急時に速やかに保護先の有料老人ホームや特別養護老人ホームを確保できるようにしていく必要があるかなと考えています。年間の借上のベッド数を増やす必要があるということで、今回はさすがに延べ日数が500日を超えたので、一床年間借上を入れました。それでも結局200ぐらいは空床利用ということで自転車操業ではないですけれども、空きを見つけるのが難しい状況には変わりはない。ただ床を確保すると当然コストはかかるので、そこの見合いでどうするかというところが非常に難しいのですけれども、今後の課題と受け止めています。

駆け足でしたが、ご説明は以上です。

○和気部会長

ありがとうございます。それでは宮澤委員。

○宮澤委員

この通報とか件数は、全てが養護者のものですか。それとも介護サービス内の支援者からのものとか、そういったものの内訳が出ていないので教えてください。

○中谷福祉推進課長

養護者だけです。施設のほうは入れていません。養護者のみです。

○荒岡委員

私が知りたいのは養護老人ホームについてです。特別養護老人ホームというのは、介護度の重い、だいたい要介護3以上の方が入られて、中野区内にも12カ所あるのは存じているのですが、養護老人ホームというのは自立している、別に介護とは関係ない施設ですよ。主に経済的理由とかがある。養護老人ホームそのものは中野区にはないですよ。入所措置をしていると、実際どういうことをなさっているのかを知りたかったのと、それから、件数が「養護老人ホーム等入所措置」になっていて、特養のほうは想像がつく世界なのですけれども、この養護老人ホームというのは、生活保護を受けられていたり、かなり困窮している方が入っているのかなという、実態を教えてくださいませんか。

○中谷福祉推進課長

養護老人ホームへの入所措置については、区が措置として入所をしないと困難な方について、区が費用負担をして区外の施設のほうにある種委託といいますか、入所のほうをするというような形になっています。

それから、養護老人ホーム等の部分はさすがに、基本特別養護老人ホームなのだと思うのですけれども、あと、入所措置で。ここは確認した上でご回答したいと思います。有料老人ホーム等、もしかしたらあるのかなと思ったのですけれども、そこを確認してからご説明したいと思います。

○和気部会長

多分、養護老人ホームも最近は元気な方がほとんどいらっしゃらなくて、大体要支援、その方が長く入所していれば要介護3とか、場合によっては要介護5という人もいると聞いていますので、かなり介護施設に変わりつつあるのは現状とは思いますが、私は分からなかったのですけれど

ども、特養のほうがいっぱいなのでここを借り上げて措置しているのかなとちょっと想像はしたのですが、その辺は普段あまり養護老人ホームの話は表に出てこないというか、数も少ないですし、あまり出てこない。そう言われてみるとすごく違和感があり、普通は特養にベッドを確保して対応するというのが一般的で、大体、虐待等で措置しなければいけない方はかなり認知症が重かったりとか、そういう方。あるいは、資産はあるのだけれども、保護しなければいけないという方で、有料老人ホームのほうが入りやすいのでそちらに入るといった方もいらっしゃると思うのですが、**「等」というのはいろいろ含まれているのだろうとは思って。でも、そこが先に出ているので、区、もしかして確保しているのが養護老人ホームの中にあるのかなとちょっと思ったのですが、確認していただいたほうがいいのかもしいかな。**

○中谷福祉推進課長

確認して後日お知らせします。

○和気部会長

養護老人ホームは今、介護保険制度が使える特定施設の1つになっているのです。ですので、そちらはもしかしたらベッドに空きがあるからなのかもしれないと想像しましたが、ちょっと聞いてみてください。

それから、事前に資料を見ていて自分で言わなかったのが悪いのですが、これは地域の養護者による虐待だけという説明でしたね。国の資料も全て養護者と施設従事者2つのデータが出ていて、これは地域福祉部会だから、この施設従事者のデータは入れなかったのかなと思ったのですが、別の区でも私、虐待の連絡会とかに入っていて、かなり施設従事者の虐待もすごく増えていると、ここ数年。コロナの影響なのか、人手不足なのか、原因がはっきりしない部分もあるのですが、なので、これ在宅でも増えているというのも一方でありつつも、かなり施設のほうも看過できないくらい増えているという現状があるので、中野区も多分そうではないかと思えます。情報提供しておきます。

○中谷福祉推進課長

確かに養護者による虐待件数に比べれば比較的少ないということはあるのですが、意図的に抜いたわけではなかったのですが、介護従事者のほうがデータとしては漏れていたのでは、虐待件数は特にここ1、2年は増えてきてしまっているというのが実情だと思います。介護従事者の人手不足による従事者のストレスとか、負担の増加が私はバックにあるのではないかなと感じています。

○和気部会長

あと、別の区の話で申し訳ないのですが、施設関係の方はコロナで家族の面会とかが一切禁止になったので、外の目が入らなくなり、自分たちのケアが横行したとっては変ですが、家族の目が入らなくなったことが、虐待が増えている1つの要因ではないかと施設の方がおっしゃっていました。

○保田委員

3ページの高齢者支援専門ケース会議で、これは弁護士や精神科医師を招いてと書いてあるので、こういう資格職が、外部の立場から関わることがあるというふうにお見受けしたのですが、今後の課題で言うと、安定的に対応していくとか、困難なケースをスムーズに対応していくという意味からすると、例えば任期付き職員ではないのですが、外部でなくても内部に取り込んで、資格職を活用するというのもあり得るのかなと思ったのですが、資格職の活用については何かお考えなどありますか。

○古本介護・高齢者支援課長

今の状況、実際に専門職というか、弁護士の方とか精神科医師の専門的な助言まで必要なケースがどれぐらいあったかという、会計年度任用職員とかで日数を少しフレキシブルにとか、必要な日数でやればいいのかという感じはするのですけれども、今のところ、個々に委託といいますか、謝礼といいますかという形で、年間数回、昨年度は6回だったのですけれども、そのぐらいの回数でやっていけば、今のところは対応できているような状況かなとは思っています。

○和気部会長

そのほか、いかがでしょうか。

○松山委員

5ページの今後の課題についてです。このテーマには高齢者虐待の「防止」という表題がついています。虐待が起きないようにどう取り組むかという視点で資料を拝見すると、未然防止や早期発見、ケースワーカーの増員等に関する記載はあるものの、それ以外は、虐待が起きた後の対処に関するものがほとんどであるように感じます。「地域共生社会」の実現に向けたという表題がついているのですから、更にもっと広く、地域ぐるみで高齢者虐待防止に取り組むという視点もあると思うのですが、その点は触れられていないようです。私が読み取れていないだけかもしれないのですけれども、その辺りのお考えはどのようなのでしょうかというご質問です。

○中谷福祉推進課長

資料の中にそういった観点からのタイトルとしてはどうか、盛り込めていなくて、大変申し訳ございませんでした。確かに、虐待を、特に未然防止とか、早期発見とかという観点からすると、地域の中でそういったことに兆候があったときにより早い段階で見つけて、気になったときに通報ができるような地域づくりということが必要なのかなと思います。なので、そういったことをそもそも地域の方々にはきちんと知っていただくということなども入れていかなければいけないかなと思っています。

虐待だけに限らないのだと思うのですけれども、困難事例というか、どちらかという、困った行動というか、してしまうようなケースがあったときに、それをサポートしたり、温かく見守っていただけるようなまちづくりとか地域づくりみたいな、ご近所付き合いではないのですけれども、みたいなことも観点としては必要なのかなと思います。

○和気部会長

これもほかの区の例で申し訳ないのですけれども、パンフレットみたいなものをつくって、市民とか区民にこういうのは高齢者虐待ですよとか、こういう種類がありますとか、あと、チェックリストみたいなものを見てもらって、虐待してしまいそうな方がこういうのは虐待であり、ある種犯罪であるという認識を持ってもらわないといけないし、あとは、ご近所の方が、こういう叫び声とか、こういうのを見たら虐待を疑えみたいな、知ってもらう啓発とか啓蒙活動も必要ですし、もちろん民生委員さんとかいろいろな専門職の方が十分かなり研修をいろいろやられていますよね。そういうものも早期発見・未然防止につながっていきますので、専門職の研修も多分いろいろやられていて、ここに書くまでもないと思われていたのかもしれないのですけれども、特に地域の方への啓発といいますか、そういうパンフレットみたいなものってつくっていますか。

○中谷福祉推進課長

過去にあったと思うのですけれども、今どこまでそれが生きていて、やれているのかっていうのがあると思うので、今後も取組について検討していく必要があるかなと思いました。

○和気部会長

連絡会もあるということですので、そこで多分話し合われていると思うのですけれども、障害者も含めて虐待防止しようみたいなポスターとか、そういうのをいろいろなところに貼っていただいて、病院とかいろいろな目につくところに貼っていただいたり、何かのときに配ったりとか、そういう啓発活動を地域でしていただくということがやっていたとは思いますが、だんだん忘れ去られたり予算がなかったりしますので、そこを確認していただいて、この中にも書き込んでいただくいいかなと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

○黒木委員

私が一区民として経験したことなのですが、ウロウロしているおばあ様がいらっしやいまして、その方が私、店でパンを売っていたのですが、どうしても食べたくて、違うお友達のおばあちゃんが出て、その人にあのパンとこのパンを買ってとか、その方がとてもにおいもにおっていて、おうちもあるみたいなのですが、私たちにも攻撃的な感じのことがありまして、そのときにどうしたらいいのかと分からなくて、警察に言おうかどうしたらいいんだということで、知り合いに民生委員さんがいらしたので、その方にお話をしたら、おうちのほうまで行ってくださって、一時避難というか、きれいにしてもらって、「おうちのほうも片づけたよ」なんていう話を聞いたので、そういう分かるパンフレットとかがあると、結構商店の方ってそういう方を見かけたりなさっているの、商店街の人に配るとか、そういうことも必要かなと思いました。

○和気部会長

町内会とかもそういうのをやられていますよね。研修というか、自治会、民生委員さんなんか町会、自治会の。

○小野委員

町会によって差は結構ありまして、やっているところとやっていないところとありますので、なかなか難しいところではあるのですが、私は民生委員をやっていたものですから、虐待の通報というか、そういう連絡があったときはすこやかへ連絡を入れて、そこから動いてもらう。ただ、そのときにフィードバックがないのですよ。それが一番の問題なのです。後々面倒を見るにしても何しても、フィードバックがないと何もできない。一方通行になっているという部分が一番のネックではあるなどは感じていました。

○和気部会長

特に民生委員さんは個人情報保護のあれもかかっていますので、民生委員さんとは、通報後のどういう経過になったのかというのもぜひ共有して。そうでないと地域で見守ることができないので、これは特に児童の関係も、いつも問題になっていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、議題の3のほうに移らせていただきます。こちらは認知症施策ということで中谷福祉推進課長のほうからご説明をお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

資料の3のほうをご覧ください。中野区では認知症施策を地域包括ケア総合アクションプランの柱に掲げまして、地域包括ケアの実現を進めるに当たりまして、重要な取組の1つと位置づけております。認知症を早期に発見して、適切な介護や医療サービスを提供するとともに、認知症があっても安心して在宅で過ごせる認知症に優しい地域づくりを目指しているところです。こちらの

取組について様々ご紹介していきます。

まず1つ目が、認知症理解の普及啓発です。認知症の講演会としまして、区民向け講演会では認知症に対して理解を深めるため、様々なテーマを取り上げて実施をしているところです。令和3年度、4年度のテーマと講師については、表に記載のとおりとなっています。

次に、認知症サポーターの養成講座を実施しております。一般の区民の方や金融機関の方、教育機関など、様々な機関の方を対象に、認知症の基礎知識や正しい対応方法について学ぶことで、認知症についての理解促進を図っているところです。令和3年度と4年度の開催回数や受講者数は記載のとおりとなっています。令和4年度は1,226人の方が受講していただいて、累計では2万2,452人が延べにいるというところです。また、アルツハイマーデーのパネル展示としましては、9月に実施をしております、区役所のロビースペースでのパネル展や中野駅ガード下の夢通りでの展示を行っているということです。

また、裏面をご覧ください。認知症パンフレットの発行ということで、自己チェックリストを含む「認知症ケアパス」と「認知症あんしんガイド」というものを作成して、区民の方や関係機関に配布をしているということです。それから、中野区役所の1階ロビーでもの忘れ相談会を実施しております、専門相談員による個別相談会を行っているということです。

それから、2番予防に向けた取組についてですけれども、平成30年度から実施をしているということです。講座の内容や実施回数、希望者数、検査の結果については下段の表に記載のとおりとなっています。令和3年、令和4年とも、ちょうど右から2番目のところ、認知機能低下の可能性のある方が二十数%いらっしまったというような結果となっております。

それから、2枚目の3番、早期発見・早期対応の取組についてですけれども、まず右上の(1)ですが、認知症支援コーディネーター、これは区の職員になります。こちらが窓口となって、地域拠点型認知症疾患医療センターの認知症アウトリーチチームと連携して困難事例への対応を行っているということです。

それから(2)番が認知症初期集中支援チーム事業としまして、地域包括支援センターで把握した認知症が疑われるケースにつきまして、区の支援チームが訪問してアセスメントをした後に専門医と認知症アドバイザー医が参加する認知症初期集中支援チーム員会議で検討を行いまして、課題解決のための支援を行っているということです。相談受理件数や事務員訪問件数は令和3年度から比べて、令和4年度大分伸びているというような状況です。

4番が、若年性認知症の相談窓口です。令和2年11月から区役所内に窓口を開設いたしまして、ご本人や家族、関係機関からの相談を受けながら情報提供などを行っているということです。

それから5番、人材育成体制整備地域支援体制の強化につきましては(1)としまして、認知症サポートリーダーの養成講座を実施しております。こちらは認知症サポーターの養成講座を修了した方にリーダーの養成講座を実施しているというものです。区内で認知症に関する支援活動に意欲のある方を対象としまして、認知症についての理解をさらに深めて、認知症に優しい地域づくりの中核を担う人材を養成するというものです。4日間の講座とボランティア体験を修了した方をリーダーとして登録するというので、リーダーになった方につきましては、区内のオレンジカフェの運営や家族会など、地域の支援の担い手として活動をしていただいているということです。令和3年度、令和4年度の修了者数は12名、24名となりまして、累計4年度末で108人、またはリーダーとして養成しているということです。また(2)番で、他職種の認知症対応能力連携の強化ということで、他職種の方を対象に研修などを実施しているということです。(3)番でなかのオレンジカフェの支援事業といたしまして、地域住民、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関など様々な主体にオレンジカフェの運営をしていただいているところですが、この運営の支援や広報を行っているということで、令和4年度末でのオレンジカフェの登録数は17カ所となっております。

それから、最後に認知症とともに暮らす地域あんしん事業といたしまして、もの忘れ検診事業を行っているほか、軽度認知障害を含めた認知症地域支援推進事業を始めているということです。もの忘れ検診事業につきましては、昨年度は令和4年9月1日から令和5年の2月18日まで実施

をしたということで、対象者は令和5年3月31日現在で75歳の区民の方全員、それから70歳から74歳の希望の方ということです。受診料は無料で、ただ検診の結果、認知症の疑いがあるということで、専門医療機関で精密検査が必要な場合には保険診療となるということでした。実施医療機関は、区内の52カ所の医療機関で、中野区の認知症アドバイザーか、東京都の認知症サポート医の医師が診察をするということでした。検診内容としましては、受診券と同封したセルフチェックリストを自宅でやった後に医療機関で問診と認知機能の検査、診察を行うというものです。結果の説明をする際に、医師から今後の生活習慣への助言や区内で実施されている介護予防事業などが掲載された「通いの場マップ」というものを配布しまして、活動の参加を勧奨するというものです。検診の結果、認知症の疑いがあると判断した場合には、二次検診で専門医療機関の受診を勧奨するというものです。受診を実際にされた方は、昨年度232人いらっしゃったということです。

それから、軽度認知障害(MCI)を含めた認知症地域支援推進事業の開始についてなのですが、軽度認知障害初期段階から地域において適切な支援が受けられる体制づくりの一環として、軽度認知障害を含めた認知症の方や家族などの身近な相談や交流の場をつくっております。対象者はMCIを含む認知症の区民の方とその家族や支援者、地域住民となっています。事業の内容としましては、認知症地域拠点の実施ということで、4カ所、原則週1回以上、特定の曜日、場所で開催をして、誰もが気軽に立ち寄って情報収集や情報交換、居場所としての利用ができるというものです。認知症ケアの経験がある専門職の方を配置して相談を受け付けるということです。人材育成と地域資源の活動支援ということで、認知症サポーターやサポートリーダーの受け入れや活動の場の提供、それからオレンジカフェの運営支援などを行っているということです。

ご説明は以上です。

○和気部会長

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

○奈良委員

1点確認させていただきたいのですが、5番のところ、認知症サポートリーダー養成講座のところなのですが、修了した方の修了者数というのが出ているのですが、ここでは修了した方を登録するになっているのですが、実際登録されているのはどれぐらいの方がいらっしゃるのかということと、さらに、登録するだけではなくて、活動して、そこで意味があるのかなと思うので、その活動実績というのですか。そういったものはどうなっているのかとか、その辺をお聞きしたいなと思っております。お願いします。

○中谷福祉推進課長

直接の所管ではないので間違っていたらすみません。基本は修了された方は登録されているのかなと思うので、登録数はこの修了者数と同じではないかなと思います。活動実績は、具体的なところは補足できるところ、私も把握していませんので、所管のほうに確認して、後日お知らせしたいと思います。

○奈良委員

分かりました。それで、実績をお聞きしたのですが、実際に登録して実績につながっているのかなというところが知りたかったということで、なかなか活動につなげていくコーディネートというのですかね。そういった機能が認知症サポートリーダー養成講座だけではなくて、全体にいろいろなところでその機能が不足しているのかなと思ってまして、その辺を考えていただければなど。お答えは大丈夫ですので。

○中谷福祉推進課長

私、直接の所管ではなかったのですが、今回この資料を説明するに当たって、所管のほうに問合せしたのですけれども、今回の資料って、今やっている事業の取組がただ羅列されている資料で、課題が最初見えなかったの、今後の方向性としてどういったことをやっていくということを考えているのか、所管のほうに確認したのですけれども、実は今回、特にリーダーの養成部分を、今後、所管としては進めていくというのを課題として認識していると聞いています。なので、恐らく具体的な活動実績は、私がお説明できなくて申し訳なかったのですが、恐らくある程度進んでいる実績があって、ただそれがまだまだ十分な数ではない。特に対象となる方というか、認知症の方も増えてきますし、そういった方を地域で支えていけるような環境づくりのリーダーというか、そこを進められるようなキーパーソンになるような人が多分必要で、そういった方をどんどん増やして、認知症に優しい地域づくりを進めていくことが必要というふうに所管としては考えているようです。

○和気部会長

ありがとうございます。ぜひ認知症サポーター養成講座のいろいろな問題点として、養成するだけで、その後のフォローが全然できていなくて、どうなってしまっているか分からないというのは多分ありましたので、ぜひ、特にこのリーダー養成講座を受けられた方は、もちろん登録はさせていただいて、実際に活動に参加していただくということが、多分重要になってくると思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

○宮澤委員

認知症という、主にアルツハイマー型だと思うのですけれども、うちの実家の母はレビー小体型のほうで、そうすると幻視というか幻覚というか、そういったのは薬を飲んだりとかして抑えてはいるのですけれども、何かの拍子にいろんなものが見えてしまって。私よりも元気な妹が面倒を見ているのですけれども、「家の中が水浸しよ。どうしてこんなになっちゃってるの」とか、「おうちの中がボロボロよ」とか、「エビだらけでどうしよう」とか。やはりどうしても「もの忘れ＝認知症」みたいなイメージだと思うのですけれども、そういったタイプもあるということを研修の中でも教えていただきたいし、パンフレット等で、もしもお配りするような機会がありましたらば、こういうタイプもありますみたいな形で入れていただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○中谷福祉推進課長

今後の理解、啓発を進めていく上で参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○和気部会長

そのほか、いかがでしょうか。

○小野委員

1つだけ教えていただきたいのですが、3番の早期発見・早期対応、ここの地域拠点型認知症疾患医療センターというのは区内で何カ所かあるのですか。

○中谷福祉推進課長

詳しく把握してなくて、浴風会病院と聞いているので、恐らくそこ1カ所、浴風会病院の認知症アウトリーチチームというのが、お医者さんと協力をして活動しているらしいです。例えば、困難事例というのはどんな事例ですかと確認したのですけれども、本人が自覚というか認識がなくて、医療につなげたいのだけれども拒否して、受診してもらえないという場合にアウトリーチチームとして医師が自宅訪問をして、そこで診断したりするというようなことをやっているというふうに把握し

ています。

○和気部会長

浴風会病院は杉並ですか、中野ではないですよ。杉並区ですよ。そんなに遠くはないですけど。都内にそんなに、それはでも地域拠点型なのかどうか私も定かではないのですけれども、多分そんなに何力所もなく、一番近いのは浴風会病院なのかなと今思いました。そのほかいかがでしょうか。

私のほうから1点。6月に認知症基本法というのができましたよね。制定されて今まで以上に本人の参加、尊厳というものが、法律の中にも盛り込まれました。令和4年度の「認知症とともに生きる」という講師をされている丹野さんは、若年性認知症の当事者で、様々なこういう啓蒙、ご本も出版していますし、様々な啓発活動を当事者の立場からやっているのです、中野としてもそういう流れの中で、丹野さんをお呼びしてということだったと思うのですけれども、この取組については、必ずしも本人の参加によるみたいなどは十分書かれていないような気がして、せっかく丹野さんをお呼びして、取り組んでいる方はそういう認識でやっていると思うのですけれども、今後の課題として、リーダーの養成とおっしゃったので、もちろん支援する側の養成も重要なのですけれども、単にケアを受けるだけの存在ではなく、社会に参加して主体的に生きるといいますか、共に生きるというのはキーワードになってくると思うのですけれども、そういう優しい地域づくりはいいのでしょうか、ともに生きる地域づくりみたいなどころもちょっと強調していただくといいのかなと思います。

そのほかはよろしかったでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、議題の4ですね、「地域共生社会」の実現に向けた区の取組、居住支援について福祉推進課長からお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

まず資料4-1をご覧ください。中野区の居住支援協議会についてご説明をいたします。住宅確保要配慮者の方の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るために、住宅セーフティネット法に基づきまして、中野区におきましても令和3年3月に居住支援協議会が設立されています。この中で住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅のオーナーに対する支援や情報提供が進められているという状況です。

目的なのですけれども、低所得者や高齢者、障害者などといった住宅確保の要配慮者につきまして、民間賃貸住宅への入居の促進を図るということと、住宅確保要配慮者と、民間賃貸住宅のオーナーの双方に対して、行政や不動産関係団体、居住支援団体などが連携をして入居前から退去時まで切れ目のない支援を実施するというものです。また、居住支援に関する情報を関係者間で共有するとともに、住宅部門や福祉部門が横断的に協議、検討することで、単体で解決できなかった課題を共同して解決することを目指したものでございます。

相談の体制なのですけれども、住宅確保要配慮者の方が相談しやすい身近な窓口などにおいて相談を受け付けてとしています。相談を受ける中で入居に当たって必要となるような生活支援や入居支援などを関係団体間で検討して、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅などとのマッチングを行っております。

期待される効果を3つ挙げております。まず1つ目が、(1)で不動産関係団体や居住支援団体などとの連携で住宅に関する事業展開の足がかりとなるという事業展開の効果が期待されます。また、2つ目が(2)福祉部門と住宅部門の連携ということで、その2つの部門が緊密に連携することで、住宅確保要配慮者へのきめ細かな相談対応を行っていくというものです。3つ目が(3)相談する際の負担軽減なのですけれども、福祉や不動産の各種専門職が連携をして横断的に対応することで、相談者の負担軽減につながるというものです。

最後に構成団体なのですけれども、相談支援業務に関わりが深い団体を中心に構成されてお

りまして、住宅部門としましては、公益社団法人の2つ、全日本不動産協会中野杉並支部と東京都の宅地建物取引業協会の第10ブロック。居住支援法人としましては、資料の4-2、中野居住支援ガイドの後ろから2ページ目、6ページ目のところに居住支援法人の紹介と書いてあるのですが、この一番上のホームネット株式会社と、3つ目の一般社団法人ささえる手、この2つの法人が居住支援法人として中野区の居住支援協議会のメンバーとして入っていただいております。中野区の住宅課が住宅部門の所管になっています。

福祉部門としましては、民生児童委員協議会、また、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域生活支援センターせせらぎと、社会福祉協議会に入っていただきます。中野区の中では、子育て支援課と地域包括ケア推進課、地域活動推進課、すこやか福祉センター、生活支援課と障害福祉課が福祉部門の所管として参加をさせていただいております。これらの構成団体で任意団体として設立がされているというものです。

資料の4-2でお配りしたのは、「中野居住支援ガイド」というものなのですが、こちらは中野区居住支援協議会という任意団体が作成したもので、中野区のホームページと中野区居住支援協議会のホームページ両方で公開がされているものになります。支援者向けのガイドということで、居住支援の一覧がすごく簡潔に分かりやすく列挙されているのですが、支援が必要な方向けではないので、1つ1つの支援の内容としてはあまり細かく書いていない。要件とかは書いていないと聞いております。

それから、居住支援を進めていく上で、個人的には5ページ目、それから7ページ目あたりを見ていただくと、セーフティネット住宅の登録制度というものがあるのですが、高齢者や障害者や子育て世帯の住宅の確保に配慮が必要な方のために、一定の要件を満たした民間の賃貸住宅を登録するという制度で、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進を目的としているということですね。登録住宅と専用住宅と二通りあるということで、セーフティネット専用住宅については、改修費の補助で間取りの変更とかバリアフリー化とか必要な改修工事を行う場合の助成制度があったり、それから60歳以上の単身者の方を対象にして、入居者が亡くなったときの原状回復費用や逸失家賃などを保証する保険に加入した際の保険料の一部保障なども一応制度としてはあるということです。登録のほうは割と進んでいるらしくて、令和4年度末で登録住宅、中野区内の住宅で670件、そのうち専用住宅は令和4年度末で2戸だったところが7月末で5戸まで増えているということでした。ここが一番、入居を拒まない住宅が増えてくることは非常に有効だと思うので、ここが進んでいくことは肝なのかなと思っています。ただ、改修費補助とか、保険料助成は仕組みとしてはあるのですが、実績というか、活用された事例は、日が浅いこともありますけれども、まだないということでした。

説明は以上になります。

○和気部会長

ありがとうございます。それではご質問、ご意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

○稲葉副部会長

ありがとうございます。セーフティネット住宅の資料を持ってきていないのですが、また後日用意させていただきます。私もいくつか記事を書いておりますので、なかなか現実的には登録住宅自体は全国的にも増えてきてはいるのですが、実は登録されている住宅のほとんどは既に入居者が入っている住宅で、空室が非常に少ないという問題が指摘されています。あと、地域的にもかなり偏在しているということで、なかなか実際に住宅の支援、私も民間で関わっておりますけれども、住まいが見つからなくて困っている、特に高齢者の方だとなかなか入居の審査が通らなくて、入れないという状況もあるので、そういったときにセーフティネット住宅は現実的な選択肢にはなっていないという状況がまだあるかなと思っています。

そういった中で、居住支援ガイドの1ページ目のところで、中野区で「あんしんすまいパック」とか、

いくつかメニューはそろえていらっしゃる。多分、ほかの自治体に比べても、高齢者の方が入居を拒まれる理由として、入居後に居室内で孤立死をされるのではないかと家主さん側のご不安があって、それでそもそも最初から入居を拒むということがよく指摘されていますけれども、「あんしんすまいパック」で亡くなったときの葬儀費用とか、残置物の片づけ等も含めて、ほかの自治体にはあまりないサービスを、事業者と一緒に、こういうのは先駆的だなと思っています。

ただ、このガイド自体、支援者向けだという話がありましたけれども、区民にあまり周知されていないことが、区内の不動産業者の間でも周知があまり進んでいないのではないかと。実際に区内で高齢者の方が家を探すときに「こういうのがあるよ」ということが知られていないとあまり伝わりませんので、ぜひそうした支援者向けだけでなく、区民向けの広報も力を入れていただければと思います。

○保田委員

素人なのでポイントを外していたら恐縮なのですが、5ページの専用住宅に改修費を補助する制度で、これは専用住宅のみ該当ということだと思うのですが、ということなので、これは、登録住宅は全く対象外と認識しているのですが、実際に登録住宅にお住まいになる方がいたら、やはりバリアフリー化は必要なことだと思う。例えば補助率に差を設けるは考えられないと思うのですが、一切対象外だとすると、なかなか登録住宅も促進する必要があるとすると、妨げになるのではないかなと思った次第です。

○中谷福祉推進課長

今後実際の補助対象、効果等も含めて、検討するように所管のほうに伝えていきたいと思えます。ありがとうございます。

○丸山委員

中野区さんとして民間の賃貸住宅のオーナーさんにどのような告知であったり、広報活動とかをされているのかなというのが気になりまして、実際、私、中野区のマンションのオーナーで、経営しているのですが、チラシとかそういう何か案内とかをちょっと見たことがなかったなと思ったのですが、そういった何かやられているのでしょうか。

○中谷福祉推進課長

私もそこは、把握していなかったもので、所管のほうに確認して後日お知らせしたいと思えます。現時点で区内の実際のオーナーさんにどんな形で具体的に周知されているかということで、確認してお返しします。

○和気部会長

そのほか、いかがでしょうか。

まだまだ十分な広報といえますか、周知がなされていないだろうということで、私たちも会議で聞いたりしていますけれども、なかなかそこまで積極的に広報をなされているような印象もないということで、今まだまだ取組が始まったばかりというところもあると思えますので、その辺を盛り込むときに、計画にぜひ積極的な取組をアピールしていただきたいです。特に中野区の先ほど出た「あんしんすまいパック」というのは、全国的に見てもかなり先進的、どこでもやっていないですね。ということですので、そういうものもPRしていただきたいなと思えます。

○中谷福祉推進課長

恐らく区報とかホームページとか、当然周知はしているのだろうと思うのですが、プッシュ型のというか、もっと、お知らせすべきオーナーさんとかに具体的に直接見ていただかないと分

からないじゃなくて、どういった形で周知しているか、もしかしたらしていないのかもしれないので、そういったことがもしかすると今後必要になってくるのかなと受け止めています。

○和気部会長

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。ほか、よろしかったでしょうか。

それでは次に進めさせていただきまして、議題の5、障害者関係について障害福祉課長からご説明をお願いいたします。

○辻本障害福祉課長

障害福祉課長の辻本と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料の5-1をご覧くださいと思います。「地域共生社会」の実現に向けた区の実現に向けた取組について(地域福祉計画における障害福祉施策の進捗等)ということで取りまとめた資料でございます。区は、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指しまして、障害福祉サービスの提供体制の整備等に取り組んでいるところでございます。

今般、次期計画の策定に向けまして、障害部会において審議を進めているところでございます。その内容につきまして、抜粋をいたしまして、ご報告をさせていただければと思います。

1の中野区における障害福祉の現状ということで、手帳所持者数を(1)に記載しております。令和4年度末では1万3,049人ということで、全体的な傾向といたしましては、身体障害の方以外につきまして増加傾向にあるといったところでございます。(2)では、障害福祉サービス受給者数を記載しております。こちらにつきましても微増傾向ということでございます。後ほどご覧いただきたいと思います。1ページの一番下、(3)では、障害支援区分ということで認定者数を記載してございます。

駆け足で恐縮ですが、2ページをお開きください。全体的な傾向ということで、共同生活援助、あるいは保護者の高齢化によりまして短期入所を希望される方が増加しているような状況がございまして、認定者数については増加につながっているというように考えてございます。②でございまして、障害支援区分ごとの認定者数でございます。区分4以上、いわゆる重度の方ということなのですが、これにつきましては各年度とも43%から44%の比率ということで推移している状況が読み取れるところでございます。

(4)は主な障害福祉サービスの受給者数でございます。特徴的なところでは、居宅介護利用者の45%前後が精神障害の方の利用となっていること。また、受給者の52%程度の方が日中活動系サービスを利用されているということ。さらには、大半の入居者の方が区外の共同生活援助に入居しているような実態があるということでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。2の障害者の権利擁護でございます。自身の意思で決定をする、その上でその人らしく生きられる社会を構築するという、これを目指して、障害者計画におきましても施策に位置づけ拡充を図っているところでございます。(1)は障害者差別解消の取組でございます。区における相談体制ということで、下の図のとおりの内容となっているところでございますが、最初の窓口、これはいわゆる担当所管ということになるのですが、仮に解決に至らない場合は、福祉推進課が2次窓口ということで対応しているところでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開きいただきたいと思います。②では合理的配慮の提供等の事例収集ということで、年2回ほど庁内における事例調査を行いまして、事例に関する情報提供を行っています。また、③の障害者差別解消審議会ということで条例設置をしてございまして、相談事例につきましてその対応は適切だったか審議をして、今後の取組の改善等に生かしているところでございます。④は障害者差別解消支援地域協議会でございます。こちらにつきましては、自立支援協議会の障害者差別解消部会が機能を担っているところでございまして、障害者の差別解消、また、合理的配慮の提供等に係る情報共有などを行っているところでございます。⑤は理解啓発事業ということで講演会、あるいはリーフレットの配布等行っているところでござい

ます。

4ページが一番下(2)では障害者虐待防止の取組ということで、通報件数などを記載しているところがございます。若干ばらつきがあるところではありますが、増加傾向にあるといったところがございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。一番上の表は障害者虐待認定の類型別件数ということでございます。後ほどご確認いただければと思います。②でございますが、障害者虐待防止支援についてということでございます。まず区が取組としまして、ア、相談体制ということで、障害者虐待防止センターということで障害福祉課に置いているところがございますが、このほか、すこやか障害者相談支援事業所などを窓口としているほか、電話対応で24時間対応を行っていること。イでは啓発事業といたしましてセミナーなど、またウでは、障害者虐待通報への対応ということでコア会議などを開催している、あるいは、弁護士等による専門相談やカウンセラーによるカウンセリングも実施できる体制を整えているところがございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。③では障害者虐待防止に向けた課題といたしまして、障害者虐待防止に係る理解促進として啓発事業を、さらには施設従事者の方の専門性と質の確保といたしまして、研修への参加促進などに取り組んでいるところがございます。6ページの中ほど、3は地域生活の継続の支援ということでございます。(1)は移動支援ということで、下記の①から③の事業に取り組んでいるところがございます。

次のページをご覧くださいと思います。こちらは先ほどの移動支援の支給決定状況と利用実績ということで、後ほどご確認いただければと思います。

次に表の下の「課題」というところですが、まず、サービス提供体制の整備といたしまして、ニーズに応じた適切な必要量の見直し、これは今後も続けていかななくてはならないと考えてございます。

7ページが一番下、②でございますが、移動支援内容の見直し、これにつきましても検討の必要があると考えております。

8ページでございます。(2)では指定障害福祉サービスの送迎ということで、具体的には医療的ケアが必要な方が通所施設をご利用されるときに看護職員の配置など、そういったことが今課題になっておりまして、検討を進めているところがございます。

次に、8ページの中ほど4の相談支援体制の充実・強化でございます。先ほども申しましたが、区では障害者の相談拠点ということで4カ所のすこやか福祉センターに障害者相談支援事業所をそれぞれ配置していること。さらには、「基幹相談支援センター」という機能を障害福祉課が担うということにしてございます。これによりまして、相談支援事業所への指導・助言や人材の育成、地域移行の推進機関としての役割などを果たすこととしてございます。

恐れ入りますが、9ページをご覧くださいと思います。中野区障害者相談支援体制を図示しております。(2)以降はそれぞれの取組の内容ということで、(2)の②では、専門相談の実施ということで、障害者地域自立生活支援センターつむぎにおきまして、発達障害、高次脳機能障害の専門相談を実施していること。(3)は重なりますが、強度行動障害や高次脳機能障害への対応ということでございます。これについては支援者に対する研修ということでセミナーの開催などを行っているところがございます。

9ページが一番下は依存症対策の推進ということで、すこやか福祉センターにおきまして、専門医師による予約制の相談を行うなど取り組んでいるところがございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。こちらの内容におきましても関係機関が連携し支援に当たっているということでございます。(5)は地域の相談支援体制の強化ということで、取組としましてはハンドブックの作成配布、さらには相談支援専門員に対する研修の実施などございまして、(6)では第6期の、現行の障害福祉計画における成果目標として、記載のとおり掲げてございます。その下、(7)障害児への相談支援でございます。初めに、①でございますけれども、中野区におきましては区内4カ所のすこやか福祉センターに、子どもの発達に係る最初の相談窓口

を設置しているところでございます。同センターと、区立療育センター、さらには障害児相談支援事業所が連携して取り組む相談体制ということで実施をしているところでございます。今後、窓口の一元化でありますとか、誰にとっても分かりやすい窓口等、こういったことが必要なのか検討する必要があるというふうに思っております。②では、医療的ケア児支援に係る相談支援の検討でございます。ただいま申し上げた内容と重なるところではあるのですが、区における医療的ケア児等支援に係る相談窓口の検討を進めているところでございます。

11ページをお開きいただきたいと思っております。最後に、就労支援の取組ということでございます。(1)は背景ということで、法的雇用率の変遷等をお示ししているところでございます。国の制度におきましても、記載のとおり引き上げをしているといった状況でございます。②では新型コロナウイルス感染症による影響でございます。行動制限の撤廃を受けて、改めて障害者雇用をどのように推進していくかということは大きな課題だと認識しております。③では周辺の状況ということでございますが、法律改正の方針なども視野に入れる必要があると考えてございまして、総合支援法におきまして、「就労選択支援」といった新たなサービスが導入されるということになっております。また、障害者雇用助成金ということで、国の制度でございますけれども、企業への支援が強化されるような状況にもあるといったところです。(2)では障害者の就労支援の取組ということで、①一般就労への支援でございます。区におきましては、職場体験実習ということで、年6回のペースで、コロナ禍におきましても継続して実施をしたところでございます。

12ページをお開きいただきたいと思っております。さらに今年度からですけれども、企業が障害者雇用に意欲的に取り組めるよう、実習奨励金といった制度、こういったことも実施していると。12ページの②就労継続支援事業所における工賃の向上の取組ということで、表については現状のとおりでございます。コロナ禍といった状況もあったのですが、厳しい状況が続いているといったところでございます。今後も自主生産品の販売など、様々な努力していく必要があると認識しております。

(3)では就労支援に係る施策の推進でございます。就労機会の拡大ということで、中野区におきましては中野区障害者福祉事業団におきまして、就労に係る支援を継続して、区の委託によって行っているところでございます。区といたしまして先ほども申しました様々な支援策の導入をいたしまして、今後も継続して進めていく必要があると思っております。②は障害者就労支援事業所における工賃の向上でございます。今申しました中野区障害者福祉事業団におきまして、障害者就労支援ネットワークなどを運営しているところでございます。障害者就労支援、共同受注における連携でありますとか、協働の取組など行っているところでございまして、工賃向上につきましても、今後も推進していく必要があると認識しております。

最後に13ページでございます。区役所のロビーにおきましては自主生産品の販売等を行っているところでございます。また加えまして、ご案内かと存じますが、区役所1階の福祉売店を設置しているところでございまして、こちらにおきましても事業所における商品の販売などを行っているところでございます。さらに区におきましては、障害者優先調達推進法に基づきまして、区内の事業所に公園清掃、あるいは施設の清掃、クリーニング、文書発送、封入封緘などを発注しているといったところでございます。

雑ぱくでございますが、資料5-1につきましては以上でございます。

資料5-2ですけれども、簡潔に現在の地域福祉計画における障害者施策の取組等につきまして、一覧表にまとめたものでございます。後ほどご覧いただければと思っております。

○和気部会長

ありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお出しいただければと思っております。

○保田委員

3ページの障害者差別解消検証会議についてお尋ねしたいのですけれども、こちらはこれまで該当案件がなくて、令和2年度以降開催されていないということで、ひとまず区のご対応については今のところ申出等はないということだと思っておりますけれども、この検証会議の設置要綱を拝見しますと、これは福祉推進課の相談窓口から上がってきた申出について検証するという流れで、障害福祉課に置かれているその他の差別に関するお問合せみたいな相談窓口からの相談は、こちらの検証会議の対象外だと認識しているのですけれども、検証会議の設置要綱の1条と2条を見ますと、福祉推進課の相談窓口に来た相談を取り上げて検証するという構造になっていたと思うのですけれども、それはそれでまず合っておりますでしょうか。それとも障害福祉課さんの相談も上がるということでしょうか。

○辻本障害福祉課長

雑ぱくで飛ばしてしまったのですけれども、確かにパンフレット一番下のところに実績がないということで記載しているのですけれども、実は1件ございまして、発足当初だったのですけれども、災害弱者の見守りという事業を他の部署でも実施しているのですけれども、その名簿の記載事項に障害の内容を記載しても、これは差別解消法的に大丈夫なのかということが課題になりまして、一時、検証会議で検証した事例がございました。会議での検証の結果、差別に該当しないというような結果にはなったといったことがございましたので補足させていただきます。

2点目の障害福祉課の相談窓口に寄せられた申出が検証会議で検証されることはないのかということですが、これは福祉推進課と連携を図りながらスムーズな運営をしているということでございます。

○和気部会長

続いてどうぞ。

○稲葉副部会長

こちらの資料、地域福祉計画における障害福祉施策の進捗等というタイトルなのですが、障害をお持ちの方が地域に既にいらっしゃるという前提で書かれているのかなと思ったのですが、地域移行支援に関する記述が全然ないのが気になりまして、9ページの図の中で地域移行というのが書かれていて、実際せせらぎさんを中心に第6期の障害福祉計画の中でも、入所施設や施設、特に精神科の医療機関からの地域への移行や、地域に移られた後の定着支援、中野区内でのグループホーム等の整備について触れられていたかと思うのですが、そこに関する記述がないことが気になっています。

地域生活の継続の支援という項目が6ページにあります。ただそこも移動支援しか書かれていなくて、その前の段階の、どうやって地域で暮らし始めていただけるのかということや、地域で定着していくための支援ということも、ここにも入れていただければと思います。いかがでしょうか。

○辻本障害福祉課長

今ご指摘のとおり、精神障害者の方の入院後の地域移行ということで、障害福祉計画におきましても、力を入れている取組というところになっております。今般、現行の地域福祉計画におきましては、施策2の「ユニバーサルデザインのまちづくり」というところで、移動支援の内容を記載させていただいております。その進捗を中心に記載をさせていただいたということでご理解いただきたいと思っております。地域移行ということで、ご指摘のとおり大きな課題であると認識してございまして、今般、障害福祉計画の策定におきましても、これが柱の一つになると認識しております。

○稲葉副部長

障害福祉計画と地域福祉計画の兼ね合いのことなのですけれども、地域福祉計画の中でも、そもそものまず入り口である地域移行や、地域に移られた後での定着支援というのをきちんと位置づけていただければ、柱として立てていただければと思います。

○辻本障害福祉課長

事務局と調整いたします。

○宮澤委員

どうもありがとうございます。お忙しい時間に。ユニバーサルデザインのまちづくりの中の移動支援のことですね。課題になっているのですけれども、うちの息子が今、特別支援学校を卒業して8年たったのかな。在宅中は移動支援を使っていて、その後、もしも私に何かあったときにとか、一応はもらっておいたほうがいいかなと思ひまして、15時間をずっと継続してもらい続けていたのですが、1回も使っていないかったです。その7、8年の間。

そうしましたらば、今年の6月に移動支援をお使いになっていない方はひとまず、もうここで切るような、そういった一応そういうので。でも希望があればまた申請してください。なくなってしまうも、また再度申請すれば使えますよという、そういうことでしたので、これはサービスの量の計算のところ、使っていない方が多いとやっぱり計算のしようがないのかなと。周りの人でも同じように一応もらってはいるのだけれど使っていないという方もそこそこいらして。

なので、私は思い切った今回の移動支援に関してのというのはとてもよかったのかなと思ったのです。そうしないと現状、これを見て6割前後、申請していても使っていない人がいるのだな。私も同じ親ですので気持ちは分かるのです。もし何かあったときにすぐ使うためには移動支援の時間数ももらっておかなければと思って、もらってはいるのだけれども、使っていない。多分、同じように「何かあったときに」ということで申請されて、それが時間数としては10時間だったり15時間だったり、そのぐらい少なかったかもしれないのですけれども、私自身は、保護者としての認識としては、せっかくもらっていたのに使わなかったから、やっぱりそれは間違っていたかなという思いもありますし、今回の、もしも使っていないのであったら一旦停止してみたいなというのはいいのかなと。だって、また必要だったら申請していただければ出しますよと言っているわけですからね。なので、1つ英断かなと私自身は思いました。

それから、就労支援のところなのですけれども、今ニコニコ事業団さんが受けてやっておられますけれども、障害がある人が1回離職してしまったりとかすると、普通の人もなかなか、健常の方も再就職ということで、難しいと思うのですけれども、例えば、学校を卒業して3年間とかは学校のほうでフォローをいただいているのですけれども、それ以降は就労支援センターの役割として引き継がれていくわけですよ。そうしますと、今後どんどん卒業生が出てくるわけで、数的にはすごく多くなってくると思うのです。そうすると、就労支援センターの、担当する職員の方たちが結構大変そうで、各市町村によって人員配置というのに、かなりばらつきがあるようなことも聞いています。

普通の人よりも、知的障害があったり、精神の方たちの大変なところというのは、例えば生活リズムが崩れてしまったりとか、体を壊しているのに気がつかないとか、そうすると生活面のサポートというのを、企業のほうから、会社内のことは会社のほうで仕事に関しては対応できるけれども、生活面に関してはフォローをお願いしますねと言われると、例えば生活リズムが崩れて遅刻をしてしまうのが続いてしまっているようなケースとかだと、グループホームの方のほうに行くと、その状況を、話を聞いたりとか、体の調子が悪そうだったら、会社のほうから求められるのが、病院に同行して行って直接先生と話ししていただくよみたいなことを言われると。そうすると仕事量がものすごく増えてきてしまっていて、実際は、ベテランの方になるとかなりの数を担当しているようなケースも見受けられるということで、私たち親の立場から言うと、やっぱり必要なときに必要な

支援をしっかりと受けられるように体制を組んでいただきたいなということが一番大事なところだなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○辻本障害福祉課長

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。移動支援につきましては、いろいろ事情をお伺いしながら、サービスの量等について納得のいく形で調整していきたいと思っております。

また、今、就職・就労されるに当たりまして、継続の支援がすごく大切であると私どもも認識してございまして、障害者福祉事業団におきましては、一般財団法人ということでかなりそうした部分について意識して経営を進めていただいているところなのですけれども、そういう意味では区からの補助金でございまして、委託料につきましては、必要な部分については充分相談し調整していきたいと考えてございます。

○大場障害福祉サービス担当課長

障害福祉サービス担当課長の大場でございます。今、宮澤委員からお話があった移動支援のことについて補足をさせていただきたいと思っております。

まず移動支援の実際の利用率が6割という中で、とりあえず持っているという方もいらっしゃる同時に、使いたいけれどもうまくマッチングができないという問題があったり、事業者の職員がいなくてかという様な様々な要因というところがございます。その中でも、6割ですので、きちんと精査をする必要があるという様なところで、こちらのほうを書かせていただいております。②で書いてあるように、移動支援の内容というのがどうあるべきなのかというところも踏まえて検討が必要だと考えております。

○和気部会長

ありがとうございます。利用者の方のいつ必要になるか分からないからという気持ちもすごくよく分かりますし、提供側としては実態を把握してというのでも分かります。ぜひ、よくコミュニケーションといいますか、実態を把握した上で、おっしゃられたように、必要なときに必要なサービスが受けられる体制というのをいま一度検討していただくということになるのかなと思っておりました。ありがとうございます。

ちょっと時間が迫っています。ぜひこの件だけは言っておきたいということでございますでしょうか。

○松山委員

障害福祉施策の進捗ということで、ここでは「支援」という面でのご説明をいただいたものと理解しています。当然、その視点は大切であり、十分に提供いただきたいと思う一方で、先ほど和気先生がおっしゃられたように、認知症の方々の場合と同様、障害者の方々にも地域に参加いただくことについての視点や施策はお持ちでしょうかという点についての確認です。和気先生がおっしゃってくださった「共に生きる」という視点で、何らかの計画や取組があつていいのではないかと気がいたしました。もちろん、繰り返しになりますが、十分に支援をしていただき、かつ、支援が足りないところを補っていただきつつの、地域参加であることを念のため申し添えます。

○辻本障害福祉課長

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。ノーマライゼーション、基本的には社会的包摂というのでしょうか、ただいまご指摘いただいたとおり基本理念だと思っております。その点、現行の障害者計画におきましても、力を入れているところがございます。今後さらに何ができるかということもしっかりと考えていきたいと思っております。

○和気部会長

ありがとうございました。

○稲葉副部会長

今のご指摘ともつながるところもあるのですが、9ページで依存症対策の推進という取組がありまして、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に関する相談が増えているというところがあります。コロナ禍の影響というのもあるのかなと思うわけですが、これも他区になりますけれども、依存症に関して回復された当事者の方の講演会を区民向けに実施されているところもありますので、そうした区民向けの講座とか、啓発活動もぜひやっていただければと考えています。

○辻本障害福祉課長

関係機関が連携して取り組む必要があると考えております。ただいまのご意見を参考にさせていただきます。

○和気部会長

ありがとうございました。それではよろしいでしょうか。

今日もいろいろ活発にご意見いただきましてありがとうございました。それでは、最後に各委員から情報提供等あればということで何かございますか。

先ほど配布させていただきました前回の再犯防止の件でイメージしにくいというところもございましたので、私のほうが以前学会誌にご紹介した司法福祉をやっているNPOの方で、その方が書いた記事がとても具体的で非常に分かりやすく、特に福祉の制度からも排除を恐れる傾向にある方々をどう支援していくかということの視点が書かれていますので、ちょっとご一読いただくとイメージが湧きやすく、今後もしいろいろご支援いただけるのかなと思われましたので、資料提供させていただきました。

そのほかはよろしかったですかね。それでは最後に事務局からの連絡、よろしくお願いいたします。

○中谷福祉推進課長

事務局から事務連絡なのですが、今日お車でお越しになった方がいらっしゃいましたら、駐車券のほうにスタンプをさせていただきますので、事務局の職員のほうにお申し出ください。

それから次回が2週間を切っていますが、9月6日の水曜日なのですが、資料のほうがかこれまでの部会の内容をまとめた報告書のほうをご審議いただくということになるのですが、今日以降の審議の内容を反映させなければいけないこともあって、時間的にあまり余裕がなくて、本来2週間前には資料をお送りするお約束だったのですが、今日の資料も直前になってしまって大変恐縮だったのですが、次回の資料送付もまた今回と同様に直前になってしまうので、大変申し訳ないのですが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。事務局のほうで鋭意作成しているところですので、でき次第なるべく早くお送りできるように努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からのご連絡は以上です。

○和気部会長

ありがとうございました。それではちょうど21時となりましたので、部会のほうを終了させていただきます。どうもありがとうございました。

——了——